70
ビジネスレター
News&Topics

浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE

平成 27 年 10 月 20 日発行



金融所得課税の一体化でどう変わる？

日本の所得税は、申告納税制度のもと総合課税が原則となっていますが、金融商品から生じる所得については、不労所得であることや金融機関を通じ徴税が容易であることから、金融商品の種類に応じて、源泉分離課税や申告分離課税となっていました。また、それぞれ税率にも違いがありました。それを**２０１６年１月**から一体化していこうというのが**「金融所得課税の一体化」**です 。

金融商品が複雑化し、それに伴い税制も複雑化しているため、金融商品間の課税の中立性や税制の簡素化の観点から一体化していく流れになりました。

例えば特定公社債（国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債）の場合、**利子は２０．３１５%の源泉分離課税、売却益は非課税、償還差益は雑所得の総合課税**だったものが、今回の改正で、全て２０．３１５%の申告分離課税に変わります。源泉分離課税や総合課税から**申告分離課税**への変更理由は、損益通算を可能にするためとされており、総合課税にしなかったのは、富裕層など所得税率が高い人の投資意欲を損なわないようにする狙いがあると考えられます。

公社債等の譲渡益については、これまで非課税だったものが、課税されることになるので、利益が出ている場合には今年中に売却することも検討する必要があり、反対に損失が出ている場合、来年以降なら損益通算できます。ただし、**「上場株式等と非上場株式等との損益通算」**や**「割引債の譲渡益と他の総合課税の所得との損益通算」**はできなくなります。

他にも公募社債・私募社債を含む社債の利息は現在２０．３１５%の源泉分離課税により課税が完結しており、給与との振替により**節税**を図ることができましたが、**同族会社が発行する私募債からの利息**を同族会社の株主等が受取る場合は、分離課税から総合課税となるため、純粋な資金調達として**親族から私募債で資金調達**を図られている方にとっては思わぬ**増税**となるため留意が必要です。

今後は、デリバティブや預金なども含めて損益通算できるように検討が進められており、これが実現すれば、さらに分散投資によるリスクヘッジが可能になります。マイナンバー制度の導入で金融所得がすべてリンクするようになれば、将来的には申告も容易になることが予想されます。

年末調整資料のご準備をお願い致します

今年もあと二か月余りとなり、１２月には年末調整が始まります。保険会社や日本年金機構から、１０月中旬頃より控除証明書等の書類が送付されてきます。

来月号において「年末調整必要書類」のご案内をさせて頂く予定ですので、資料の収集にご協力よろしくお願い申し上げます。

いよいよマイナンバーの通知カードが届きます

平成２７年１０月中旬から１２月にかけて、個人番号（マイナンバー）の通知カードと個人番号カード交付申請書等が皆さんのお手元に届きます。**個人番号カード**を希望される方は１０月から申請することができ、交付は来年１月からになります。

～通知カードが届いてからのお願い～

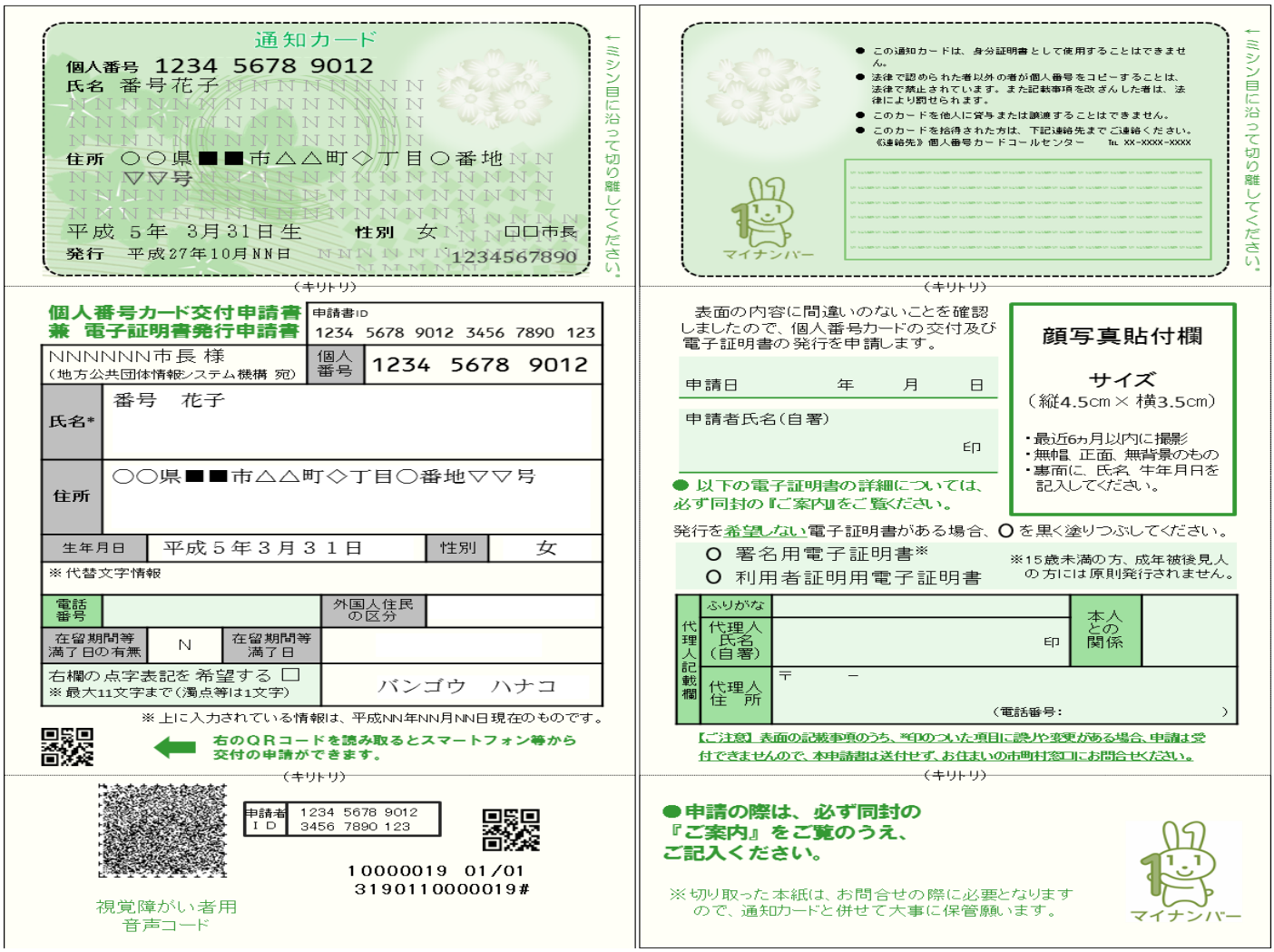
１.まず担当者までご連絡下さい

→担当者が、どなたの分が必要なのかをお伝えします。

２.コピーを訪問時・来訪時に回収させて頂きます

→遠方の方など諸事情により訪問ができない場合は、**郵送**での回収になりますのでご協力お願い致します。

（カード見本）



・「通知カード」は、住民票の住所、住民票の世帯毎に**簡易書留**で送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、ご注意ください。また、郵便の転送サービスをご利用であっても転送されません。

・「通知カード」は、「個人番号カード」の交付手続きに必ず必要となります。**大切に保管して下さい。**